

平成 30 年 7 月 23 日

生活支援課

子育て支援課

## 子どもの貧困について

### 1 子どもの貧困対策に関する法律

子どもの未来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すること等を目的に、地域の実情に応じた施策を策定し、及び実施することを地方自治体の責務と規定された「子供の貧困対策の推進に関する法律」が、平成 26 年 1 月 17 日に施行された。

### 2 子どもの貧困対策の意義と大綱策定

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝である。貧困は、子どもたちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子どもたちにはない。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子どもの貧困対策はきわめて重要である。

そうした子どもの貧困対策の意義を踏まえ、全ての子どもたちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子どもの貧困対策を総合的に推進するため、「子どもの貧困対策に関する大綱」が、平成 26 年 8 月 29 日閣議決定された。

#### (1) 基本的な方針

- ア 貧困の世代間連鎖の解消と積極的な人材育成を目指す。
- イ 第一に子どもに視点を置いて、切れ目のない施策の実施等に配慮する。
- ウ 子どもの貧困の実態を踏まえて対策を推進する。
- エ 子どもの貧困に関する指標を設定し、その改善に向けて取り組む。
- オ 教育の支援では、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付けて、総合的に対策を推進すると共に、教育費負担の軽減を図る。
- カ 生活の支援では、貧困の状況が社会的孤立を深刻化させることのないよう配慮して対策を推進する。
- キ 保護者の就労支援では、家庭で家族が接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子どもに示すことなどの教育的な意義にも配慮する。
- ク 経済的支援に関する施策は、世帯の生活を下支えするものとして位置付けて確保する。
- ケ 官公民の連携等によって子どもの貧困対策を国民運動として展開する。

(2) 子どもの貧困に関する指標

- ア 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率 90.8%
- イ 生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率 5.3%
- ウ 生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率 32.9%  
(大学等 19.2%、専修学校等 13.7%)
- エ 生活保護世帯に属する子どもの就職率
- ・中学校卒業後の就職率 2.5%
  - ・高等学校等卒業後の就職率 46.1%
- オ 児童養護施設の子どもの進学率及び就職率
- ・中学校卒業後の進路  
進学率 96.6% (高等学校等 94.8%、専修学校等 1.8%)  
就職率 2.1%
  - ・高等学校等卒業後の進路  
進学率 22.6% (大学等 12.3%、専修学校等 10.3%)  
就職率 69.8%
- カ ひとり親家庭の子どもの就園率 (保育園・幼稚園) 72.3%
- キ ひとり親家庭の子どもの進学率及び就職率
- ・中学校卒業後の進路  
進学率 93.9% (高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%)  
就職率 0.8%
  - ・高等学校等卒業後の進路  
進学率 41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)  
就職率 33.0%
- ク スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率
- ・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,008 人 (平成 25 年度)
  - ・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合 (平成 24 年度)  
小学校 37.6%、中学校 82.4%
- ケ 就学援助制度に関する周知状況
- ・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 61.9% (平成 25 年度)
  - ・入学時に学校で就学援助制度の書類を配布している市町村の割合 61.0% (平成 25 年度)
- コ 日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合 (無利子・有利子)
- ・無利子 予約採用段階 40% 在学採用段階 100%
  - ・有利子 予約採用段階 100% 在学採用段階 100%

サ ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率 80.6%

(正規の職員・従業員 39.4% パート・アルバイト等 47.4%)

・父子家庭の就業率 91.3%

(正規の職員・従業員 67.2% パート・アルバイト等 8.0%)

シ 子どもの貧困率 16.3%

ス 子どもがいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 54.6%

### 3 法施行の背景

2015(平成 27)年 11 月、首都大学東京に「子ども・若者貧困研究センター」を設立、同センター長でもある、同大学の阿部 彩教授によりますと、1970(昭和 45)年代の統計を見ると、日本は先進諸国の中でも北欧諸国並みに低い所得格差であった。

しかし、日本の所得格差は 1980(昭和 55)年代以降上昇し始める。経済協力開発機構(OECD)の統計によれば、2009(平成 21)年の時点においては、日本のジニ係数(所得の格差を表す指標)は 0.336 であり、OECD35 カ国中 8 番目に高い。実は、日本の所得格差は、米国や英国などよりは低いものの、北欧諸国はもちろんのこと、ドイツ、フランス等の大陸ヨーロッパ諸国よりも高い。

2000(平成 12)年代になって、貧困の事実が徐々に浸透してきたが、豊かに「なった」日本において、貧困の問題があるとは、誰もが想像していなかった。

ここで言う、貧困とは、飢え死にするほどの食料に困窮している。家や着る物がないといった「絶対的貧困」ではない。先進諸国や新興国においては「相対的貧困」という概念が用いられる。

相対的貧困とは、その国において標準的とされる生活水準が保てないことである。しかし、日本では、政府も社会も学会においてさえも、日本は平等な国であり相対的貧困に関する意識がない状態が長くあり、1960(昭和 35)年代に貧困統計を取ることをやめてしまい、貧困率を計算することさえしていなかった。

このような認識が変わってきたのが 2008(平成 20)年のリーマンショック後の不景気を契機に、人々は誰もが貧困に転落することがあるという可能性を認識するようになった。また、健康保険に入っていない無保険の子どもが 3 万人存在するといった報道が人々を驚かせたのもこの頃であった。

そして、2009(平成 21)年に初めて政権をとった民主党は、政権交代後まず最初に相対的貧困率を公表した。子どもの相対的貧困率が 15.7%であり、ひとり親世帯に関しては、相対的貧困率は 50.8%以上という高さであることが明らかになった。

民主党政権は、子どものある世帯に対する給付の拡大（子ども手当）や高校無償化などいくつかの政策を実現した。その後、東日本大震災等を経て、再び自公政権となったものの、貧困への関心、特に子どもの貧困に関する関心は継続して高い。その背景にあるのは、続々と明らかになってきた子どもの貧困の実態である。目を向ければ、生活に困窮する子どもや人々の例は後を立たなかったのである。

そうした中、2013(平成 25)年に「子供の貧困対策に関する法律」が与野党全員一致で成立した。これにより、政府に子どもの貧困に対する政策に取り組むことが義務付けられた。翌年には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されたのである。

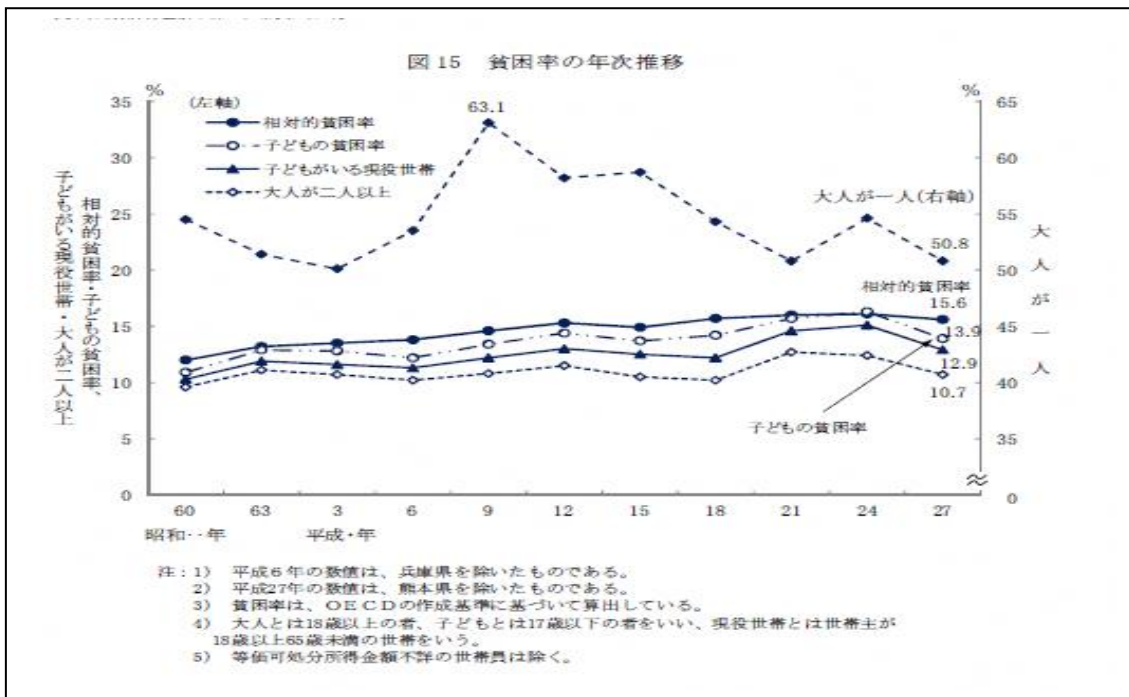
#### 4 子どもの貧困率

平成 28 年に厚生労働省が実施した国民生活基礎調査によりますと、平成 27 年の「子どもの貧困率」は、13.9%となっており、平成 24 年の 16.3%からは、2.4 ポイント改善されてはいるが、7 人に 1 人の子どもが経済的に困難な状況にあることが推測されます。

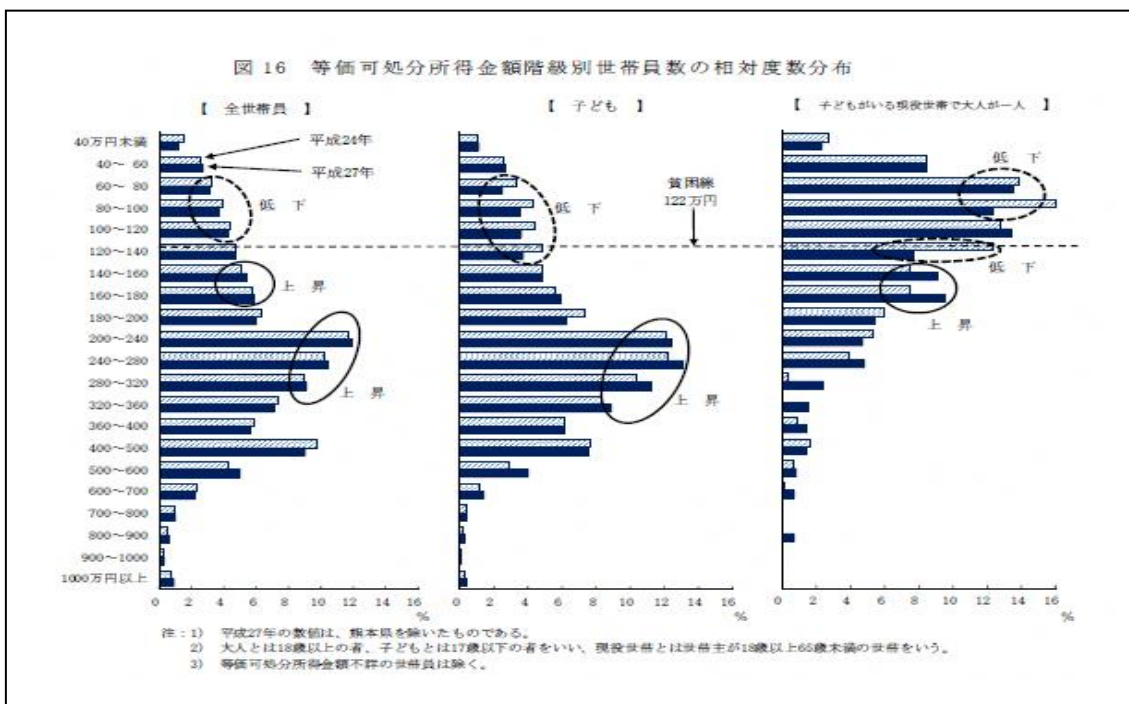
表 10 貧困率の年次推移

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
	(単位：%)										
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.6
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.3	12.2	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7
	(単位：万円)										
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困率 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122	122

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。  
 2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。  
 3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づいて算出している。  
 4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。  
 5) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。



また、等価可処分所得金額別に世帯員数の相対度数分布をみると、平成 24 年に比べ、「全世帯員」では 60 万円～120 万円未満で低下し、140～180 万円未満及び 200～320 万円未満で上昇している。「子ども」（17 歳以下）では 60～140 万円未満で低下し、200～360 万円未満で上昇している。「子どもがいる現役世帯で大人が一人」では 60～100 万円未満及び 120～140 万円未満で低下し、140～180 万円未満で上昇している。



## 5 子どもの貧困とは

一般的には、次のとおり定義されるが、言葉だけでは非常に分かりにくく、子どもの貧困の実態も、見た目は普通に見える子どもが多く、また、子どもは生活の困難は絶対に他人に言わないため、把握が難しい場合がある。

このようなことから、子どものいる低所得世帯では、困りごとが多発することが、子どもの貧困であり、貧困問題であると認識している。

- ・絶対的貧困（衣食住がなく、生存に欠かせないものがない状態）
- ・相対的貧困（中央値の 50%以下の等価可処分所得）
- ・低所得（ある集団において、相対的に低い所得）
- ・はく奪（必用な物質的・社会的な財・サービスにアクセスできない）
- ・物質的不利（物質的に困窮して、必要な財・サービスにアクセスできない）
- ・社会的排除（社会における制度や人間関係などから徐々に切り離される過程）
- ・貧困（上記全てを含む。評価判断を伴う）

## 6 本市の子どもの貧困率について

国では、国民生活基礎調査により、全体的な数値として、子どもの貧困率を算出している。国の担当者に伺ったところ、サンプル数の関係などもあり、市町村毎の数値は算出できないとのことで、正確な久喜市の子どもの貧困率は把握していない状況である。

なお、本市では、経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に、学用品費や給食費等を援助する小中学校要・準要保護児童生徒就学援助事業の認定者においても、貧困の状況にある子どもであると認識している。

本市の平成 29 年度の認定者数は、1,126 人で、平成 29 年 5 月 1 日現在の全児童生徒 10,907 人対して、10.3%となっている。

また、平成 27 年の「子どもの貧困率」は、13.9%となっていることから、本市においては、10.3%から 13.9%程度の子供が、一定の収入に満たない世帯であると推測される。

なお、平成 27 年の子どもの貧困率 13.9%を、平成 30 年 4 月 1 日現在の本市の 18 歳未満の人口 21,551 人に当てはめると、約 3,000 人の児童が貧困線に満たない状態にあると推測される。

## 7 低所得世帯の現状

### (1) 所得状況

内閣府の調査によれば、貧困世帯では 52%が預金なし、65%は子どもが生まれる前・乳幼児期・小学生の頃から経済的に厳しい状況が継続していると回答しており、また、勤労月収は、全国平均 114,000 円で、86%は年間 300 万円未満で生活をしている。

## (2) 困りごと

- ・経済的な理由から、塾や習い事は乳幼児の頃から厳しいが約 75%、洋服や靴等の購入は小学生の頃から厳しいが約 66%
- ・保護者と子どもの学校との関係（悪い）では、小学生の頃から厳しいが約 6%、乳幼児の頃から厳しいが約 10%
- ・自分の居場所と思うか（そう思わない）では、学校は、小学校の頃から厳しいが約 24%、地域は、乳幼児の頃から厳しいが約 23%となっている。
- ・授業が分からなくなった時期は「小 4 の壁」説がよく言われるが、小学校 3 年生までに半数が「授業が分からなくなった」と回答している。
- ・保護者全体の 41%、生活保護世帯の 63%が健康状態は良くないと回答している

## 8 貧困が与える子どもへの影響

- 学ぶ意欲はあっても、家計を助けるなどの理由により、希望する教育をあきらめた結果、その後の進学や就職が不利になり、安定した収入を得られる職に就けなくなるなどの影響
- 経済的な理由により、医療機関の受診を躊躇することで、病気の発見や治療が遅れ、症状が悪化することなどによる健康上の影響
- 社会的孤立により、必要な情報を得られず、適切なサービスを受けることができなくなるなどの影響
- 希望する教育を受けられなかったことなどに起因する不安定な就労環境が、さらに、その子どもの世代にも貧困をもたらし、貧困の連鎖から抜け出せない状況になる影響
- 経済的に苦しい生活を送っている親たちには「育児負担感」を強く感じたり、「不適切な養育」の傾向があると言われており、貧困と児童虐待には関連性があると指摘されているため、児童虐待のリスクが高くなる影響
- 子どもの低体重出生、栄養不足、鉄分不足などの栄養面が与える健康への影響
- 病気予防の欠如が与える健康への影響
- 親のメンタルヘルス、家庭内の不和が与える精神的・身体的な影響
- ロールモデル（規範）の欠如や不十分な住居の広さ、勉強場所の欠如、頻繁な転居などの家庭・養育環境が与える、様々な影響

## 9 本市の取り組み

このようなことから、本市では、希望する教育をあきらめたり、受けられないことが、将来の貧困の連鎖の要因になり得る状況があるため、学習面の支援が効果的であると考えていることから、平成 26 年度まで、埼玉県が実施して

いたアスポーツ事業を、平成 27 年度からは久喜市社会福祉協議会への委託による学習支援事業として実施している。

また、母子家庭や父子家庭を支援する制度として、看護師や介護福祉士などの資格を取得するために、1 年以上養成機関等で修業し、資格取得をする場合に、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にするため、3 年間を限度に、「高等職業訓練促進給付金」を支給している。

このほか、子育て家庭の経済的負担を軽減するため施策も重要であるため、これまでも、子ども医療費の拡充、保育所の保育料軽減事業、放課後児童クラブの保育料助成事業、ひとり親家庭等医療費支給事業や要保護、準要保護児童生徒の入学準備金、奨学金の貸付事業などを実施している。

なお、第 3 子以降のお子さんの出産に対し、お祝金を支給する「すくすく出産祝金事業」や、同一世帯から同時に複数の児童が保育所等に入所している場合に、2 人目の保育料を減額とし、3 人目以降の保育料を無料とする「多子世帯保育料軽減事業」なども、多子世帯の経済的な負担軽減策として実施している。(出産祝金：第 3 子に対して 5 万円、第 4 子に対して 10 万円、第 5 子以降に対しては 25 万円を支給)

#### 学習支援事業実施状況

年度	開催回数	登録者数	延べ出席者数
平成 27 年度	41 回	中学生 12 人 高校生 4 人	316 人
平成 28 年度	47 回	中学生 13 人 高校生 7 人	384 人
平成 29 年度	48 回	中学生 15 人 高校生 11 人	420 人